

鳥取市耐震改修促進計画 (第三期)

令和5年2月改訂

鳥 取 市

鳥取市耐震改修促進計画

目 次

第1章 基本方針

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の目的 6
- 3 計画の実施期間 6
- 4 対象区域及び対象建築物 6

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

- 1 鳥取県の地震災害記録 7
- 2 想定される地震
(鹿野・吉岡断層、雨滝-釜戸断層、どこでも起こりうる直下型地震、南海トラフ) 8
- 3 地震被害の想定 9

第3章 本市における住宅・建築物の耐震化の現状

- 1 住宅の耐震化の現状 14
- 2 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状 15
- 3 市有建築物（特定既存耐震不適格建築物）の耐震化の現状 15
- 4 耐震診断・耐震改修の実施の現状と分析 16

第4章 耐震診断・耐震改修の目標

- 1 目標値についての基本的な考え方 17
- 2 住宅の耐震化の目標値 18
- 3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標値 19
- 4 市有建築物（特定既存耐震不適格建築物）の耐震化の目標値 19

第5章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 基本的な取り組み方針 20
- 2 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策 21
- 3 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 25
- 4 その他建築物の総合的な安全対策に関する事項 32
- 5 市有施設（避難所）及び緊急輸送道路沿道建築物に関する事項 33

第6章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

1 地震防災マップの作成及び公表	34
2 リフォームに合わせた耐震改修の誘導	34
3 家具の転倒防止対策の促進	34
4 啓発活動の例	35

第7章 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁等との連携に関する事項

1 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の指導等	37
2 耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示、公表の実施	37
3 建築基準法による勧告及び命令等の実施	38
4 建築物の耐震改修の促進に関する法律の指導等一覧	39

第8章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係機関との連携	40
2 まちづくり協議会（仮称）、自主防災組織、消防団等との連携	40

参考資料

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- 建築基準法（抜粋）
- 建築基準法施行令（抜粋）

鳥取市耐震改修促進計画

第1章 基本方針

1 計画策定の背景

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊や家具等の転倒によるものでした。最近では平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震など大規模な地震が頻発しており、なかでも東日本大震災では、死者15,893人、建物の全壊半壊39万戸以上と未曾有の被害をもたらしました。鳥取県でも平成12年10月にマグニチュード7.3の鳥取県西部地震、平成28年10月にはマグニチュード6.6の鳥取県中部地震に見舞われ、多くの負傷者や建物被害が発生しました。また、平成30年6月の大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊により児童が死亡するなど、建築基準法に適合していない危険なブロック塀の安全対策が大きな社会問題となりました。

このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあると考えられており、人命を守るために、地震被害を軽減する対策を促進していくことが必要になっています。

(1) 建築基準法による建築物等の耐震基準

建築物の耐震性能は、昭和56年6月1日に建築基準法の耐震基準が大きく改正されたことから、建築基準法改正以前の建築物を旧耐震基準、これ以降の建築物を新耐震基準と区分しています。阪神・淡路大震災では、倒壊した建築物の多くが旧耐震基準であったことから、新耐震基準に適合するまで耐震性能を引き上げる耐震改修が重要と考えられるようになりました。

また木造住宅では、平成12年6月1日に建築基準法が改正され、耐震壁の配置や柱梁等接合基準が明確化され耐震性能が向上しました。平成12年以前に建築された住宅は、新耐震基準であっても耐力壁配置等に課題があるといったことが指摘されていましたが、熊本地震では、日本建築学会の被害調査により、新耐震基準の住宅の3割以上が倒壊や大破、倒壊した住宅の9割以上が平成12年以前の新耐震基準の住宅であったが報告され、耐力壁配置等のリスク問題が顕在化しました。

■ 地震被害等を受けて改正された主な建築基準法の耐震基準の変遷

改正時期	改正内容
昭和 25 年建築基準法制定	十数年に一度発生する中地震に対してほとんど損傷しないことを検証
昭和 34 年政令改正	木造建築物の必要壁量基準の強化等
昭和 39 年新潟地震	液状化被害が発生
昭和 43 年十勝沖地震	鉄筋コンクリート造建築物の被害が多数発生
昭和 46 年政令改正 (靱性確保とせん断補強)	鉄筋コンクリート造の柱帯筋の基準強化 木造建築物の必要壁量基準の強化、基礎の布基礎化等
昭和 53 年宮城県沖地震	ピロティ形式や偏心の著しい建築物等に被害が発生
昭和 56 年政令改正 (新耐震基準)	数百年に一度発生する大地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証 木造建築物の必要壁量基準の強化等
平成 7 年阪神・淡路大震災	新耐震基準以前や施工不良の建築物の多くが倒壊、崩壊
平成 12 年法律・政令改正 (性能規定)	限界耐力計算の導入、木造建築物の壁量バランス、接合金物の適切な使用等
平成 19 年法律・政令改正	構造計算書偽装問題を受け建築確認等を厳格化 構造計算適合性判定制度の導入、構造計算の基準を明確化等

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の概要

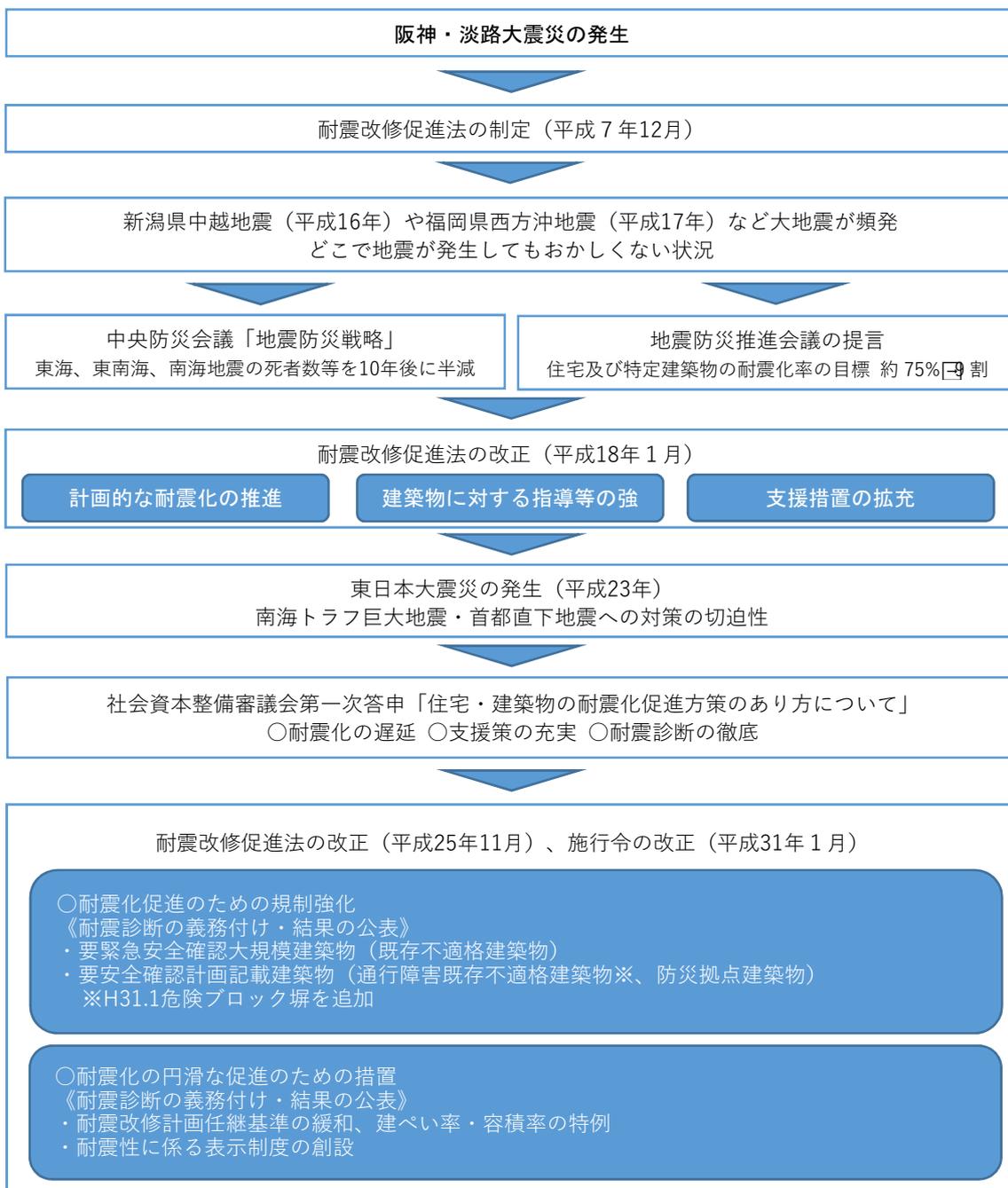
国においては、阪神・淡路大震災後直ちに「建築震災調査委員会」を設置し、被害状況や被害原因の調査を行いました。その結果、昭和 56 年 6 月に建築基準法が施行される以前の耐震設計基準（以下「旧耐震基準」という。）に基づいて建築された建築物に被害が多かったことから、防災対策の中でも既存建築物の耐震性の強化が緊急性の高いものとして広く認識されることとなりました。これを受け、平成 7 年 12 月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

平成 18 年 1 月には、国民は地震に対する安全性を確保するとともにその向上を図るよう努めること、都道府県は耐震改修促進計画を策定し計画的な耐震化の実施に努めること（市町村の計画策定は努力義務）、特定既存耐震不適格建築物に対する要件、規模の拡充及び指導の強化等が盛り込まれました。

平成 25 年 11 月には、南海トラフの巨大地震などの被害想定において、最大クラスの規模の地震が発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することが確実視され、建築物の耐震化を加速するために耐震施策の強化が喫緊の課題であることから、不特定多数の者が利用する大規模な特定既存耐震不適格建築物等について耐震診断を行うことが義務化されたほか、耐震診断の結果の公表について規定されるなど大幅な改正がなされました。

平成 31 年 1 月には、大阪北部地震のブロック塀の倒壊による被害を受け、一定規模以上のブロック塀について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けられました。

■ 耐震改修促進法の改正経過



3) 中央防災会議等

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、政府は、大規模災害、重大事故等の緊急事態における危機管理機能の強化を図るため、防災に関する重要事項を審議するなどの総合的な災害対策を推進する組織として、中央防災会議を設置しました。

内閣総理大臣を長とする国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」(平成 17 年 9 月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(平成 26 年 3 月中央防災会議決定、令和元年 5 月改正)において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割減少させるという目標達成のため、住宅については平成 20 年時点の耐震化率 79%を平成 27 年 90%、令和 2 年 95%、令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消、多数の者が利用する建築物については平成 20 年の耐震化率 80%を平成 27 年 90%、令和 2 年 95%、耐震診断義務付け対象建築物については令和 7 年を目途に耐震性が不十分なものを概ね解消とする目標を掲げています。

なお、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」((平成 18 年 1 月 25 日、国土交通省告示第 184 号(令和 3 年 12 月改正))においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を踏まえ、住宅の耐震化率を令和 12 年までに耐震性が不十分なものを概ね解消、耐震診断義務付け対象建築物については基本計画と同様に令和 7 年を目途に耐震性が不十分なものを概ね解消とすることとしています。

2 計画の目的

鳥取市(以下「市」という。)は、耐震改修促進法第 6 条に基づき「鳥取市耐震改修促進計画」(以下「耐震計画」という。)を定め、震災における被害から市民の生命・財産を保護し、生活環境の保全に役立てるため、旧耐震基準で建築された既存建築物の計画的な耐震化を促進していきます。

なお、社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

3 計画の実施期間

耐震計画の実施期間は、鳥取県耐震改修促進計画(第三期)に合わせ、令和 7 年度末までとします。ただし、次期計画が策定されるまでは継続実施します。

4 対象区域及び対象建築物

耐震計画の対象地域は鳥取市全域とします。対象建築物は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)新耐震基準施行(昭和 56 年 6 月 1 日)前に着工された住宅、耐震改修促進法(平成 7 年法律第 123 号)附則第 3 条に定める耐震診断義務付け建築物及び同法第 14 条に定める市有の特定既存耐震不適格建築物とし、国有建築物及び県有建築物については対象外とします。

なお、この計画において「特定既存耐震不適格建築物」は、耐震改修促進法第 14 条第 1 項の第 1 号から第 3 号に定められた用途及び規模の建築物をいうこととします。ただし、適用する法律が明記されている場合は、当該法律の定義によるものとします。

表 鳥取市耐震改修促進計画の対象建築物

	種類	内容
①	住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸建住宅 ・ 共同住宅（長屋住宅を含む）
②	耐震診断義務付け建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修促進法附則第 3 条に定める耐震診断義務付け対象建築物（次ページ 表「特定既存耐震不適格建築物一覧表」参照）
③	特定既存耐震不適格建築物（市有）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物（次ページ 表「特定既存耐震不適格建築物一覧表」参照）で市が所有する建築物

表 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上				
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所						
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館						
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿事務所						
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの					階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物					政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

平成25年11月25日 改正施行

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

1 鳥取県の地震災害記録

鳥取県とその周辺で発生した主な地震被害は下表の通りです。

西暦 (和暦)	地域 (名称)	マグニチュード	主な被害
1710. 10. 3 (宝永 7)	伯耆・美作	6. 5	河村、久米両郡（現鳥取県東伯郡）で被害最大。山崩れ人家を潰す。倉吉・八橋町・大山・鳥取で被害。伯耆で死者 75 名、家屋倒壊 1,092 棟。
1711. 3. 19 (正徳 1)	伯耆	6. 3	因幡、伯耆両国で住家倒壊 380 棟、死者 4 名。山崩れや田畠に被害。
1854. 12. 24 (安政 1)	安政南海地震	8. 4	南海沖の巨大地震。鳥取で家屋全壊 10 棟。
1943. 3. 4 1943. 3. 5 (昭和 18)	鳥取沖	6. 2 6. 2	両方で軽傷者 11 名、建物（含非住家、塀など）倒壊 68 棟。
1943. 9. 10 (昭和 18)	鳥取地震	7. 2	死者 1, 210 名、重傷 828 名、軽傷 3, 032 名。 住家 全壊 7, 164 棟、半壊 6, 901 棟、 全焼 183 棟、半焼 7 棟。 非住家 全壊 6, 131 棟、半壊 7, 201 棟、 全焼 106 棟、半焼 3 棟。
1946. 12. 21 (昭和 21)	南海地震	8. 0	死者 2 名、負傷者 3 名、住家全壊 16 棟。
1983. 10. 31 (昭和 58)	鳥取県中部地震	6. 2	震度 4 軽傷 13 名。 住家 一部損壊 689 棟。 非住家 一部損壊 98 棟。
2000. 10. 6 (平成 12)	鳥取県西部地震	7. 3	震度 6 強 重傷 31 名、軽傷 110 名。 住家 全壊 391 棟、半壊 2, 472 棟、 一部損壊 13, 195 棟。
2016. 10. 21 (平成 28)	鳥取県中部地震	6. 6	震度 6 弱 重傷 8 名、軽傷 17 名。 住家 全壊 18 棟、半壊 312 棟、 一部損壊 15, 078 棟。

- ・「新編 日本被害地震総覧[増補改訂版 416-1995]」
- ・「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－〈追補版〉」（地震調査研究推進本部編、<http://www.hp1039.jishin.go.jp/eqchr/eqchrfrm.htm>）
- ・「平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震について」（平成 15 年 9 月 19 日 内閣府）
- ・「鳥取県中部地震記録誌」（平成 31 年 3 月 鳥取県危機管理局危機管理政策課）より

2 想定される地震（鹿野・吉岡断層、雨滝断層、どこでも起こりうる直下型地震、南海トラフ）

平成 17 年 3 月に「鳥取県地震防災調査研究報告書」が取りまとめられました。

平成 22 年 3 月には、県内で発生する大規模地震で想定される人的被害及び経済被害額を軽減するため、現在目標、計画期間、取り組み施策を盛り込んだ「鳥取県震災対策アクションプラン」を策定しています。なお、平成 31 年 3 月には、最新の知見を基に地震・津波被害想定調査を実施し、その結果及び近年発生した熊本地震や鳥取県中部地震、大阪府北部地震等の教訓を踏まえ鳥取県震災対策アクションプランの見直しを行っています。

これによれば、県内で最も大きな被害が想定される地震は、東部の鹿野・吉岡断層によるもので、揺れによる建築物の全壊約 7,700 棟、火災による建築物の焼失約 7,200 棟^{※1}、死者約 790 人^{※2}と予測されています。

鳥取県での想定地震は、鹿野・吉岡断層（1943 年鳥取地震）、倉吉南方の推定断層、鳥取県西部地震断層、大立断層・田代峠－布江断層、山崎断層、雨滝－釜戸断層、F55 断層、宍道（鹿島）断層、鎌倉山南方活断層が想定されていることから、本計画では、市に影響を最も及ぼす鹿野・吉岡断層、雨滝－釜戸断層及びどこでも起こりうる直下型地震を想定します。

また、近々起こり得ると言われている南海トラフによる巨大地震（M9 クラス）が発生した場合についても想定します。

※1 鳥取県震災対策アクションプランより、冬季 18 時の想定算定値

※2 鳥取県震災対策アクションプランより、冬季深夜の想定算定値

3 地震被害の想定

(1) 県内の地震被害想定

県内で発生する蓋然性が高い、次の4つの地震を想定する。

① 鹿野・吉岡断層による地震

昭和18年に発生した鳥取地震の震源断層による、マグニチュード7.4の地震を想定。

② 倉吉南方の推定断層による地震

県中部の活断層系による地震を想定したマグニチュード7.3の地震を想定。

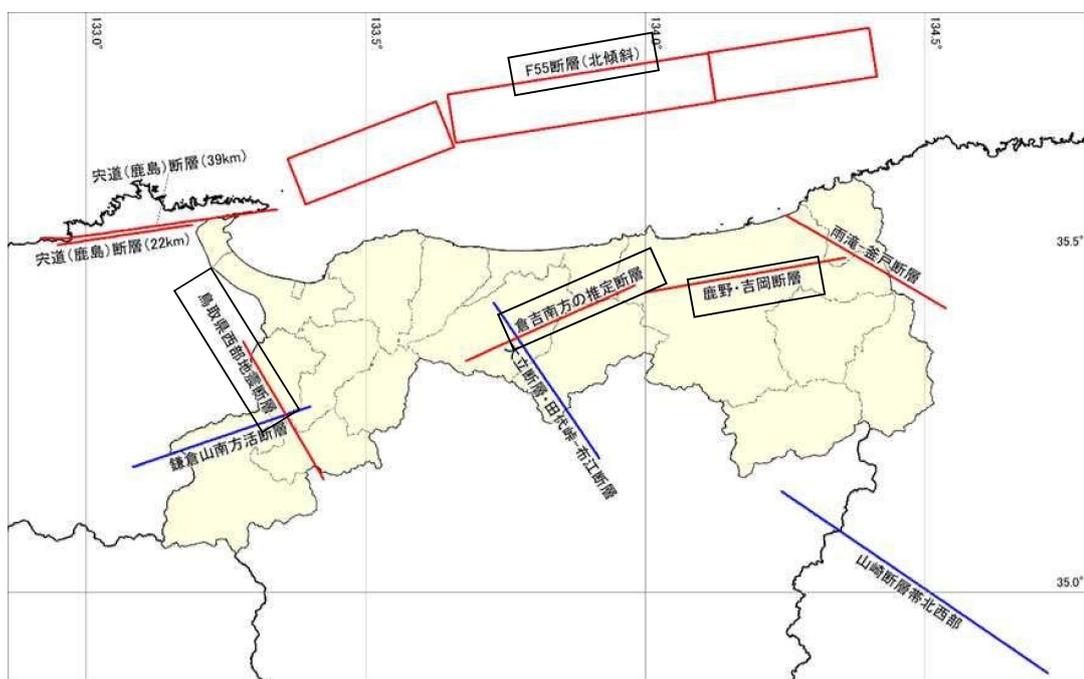
③ 鳥取県西部地震断層による地震

平成12年に発生した鳥取県西部地震の再来を想定したマグニチュード7.3の地震を想定。

④ F55断層による地震

「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(平成26年)で評価された鳥取県沖のF55断層による、マグニチュード8.1の地震を想定。

なお、被害想定結果は、平成26年度から30年度までに実施した鳥取県地震津波被害想定調査を基本としている。



想定地震の震源断層位置

注) 名称を囲んでいるものが検討対象

地震被害想定結果の一覧表

被害想定項目		被害単位	季節・時間	鹿野・吉岡断層による地震	倉吉南方の推定断層による地震	鳥取県西部地震断層による地震	F55断層による地震(津波:大すべり左側)
地震動	急傾斜地崩壊	Aランク(危険度高い)の箇所数		458	422	652	216
建物被害	揺れ	全壊棟数(棟)	冬深夜	約7,700	約4,000	約980	約500
			夏12時	約6,000	約3,000	約750	約390
			冬18時	約7,700	約4,000	約980	約500
		半壊棟数(棟)	冬深夜	約12,000	約6,200	約3,800	約3,800
			夏12時				
			冬18時				
	液状化	全壊棟数(棟)	冬深夜	約1,700	約1,100	約4,200	約5,100
			夏12時				
			冬18時				
		半壊棟数(棟)	冬深夜	約7,500	約4,300	約14,000	約18,000
			夏12時				
			冬18時				
	急傾斜地崩壊	全壊棟数(棟)	冬深夜	約310	約250	約190	約150
			夏12時	約320	約250	約190	約160
			冬18時	約310	約250	約190	約150
		半壊棟数(棟)	冬深夜	約670	約530	約410	約330
			夏12時				
			冬18時				
	津波	全壊棟数(棟)	冬深夜				約10
			夏12時				
			冬18時				
		半壊棟数(棟)	冬深夜				約450
			夏12時				
			冬18時				
火災	焼失棟数(棟)	冬深夜	約5,500	約1,000	-	-	
		夏12時	約6,400	約1,200	*	-	
		冬18時	約7,200	約1,200	約4,400	約10	
合計	全壊・焼失棟数(棟)	冬深夜	約15,000	約6,300	約5,400	約5,700	
		夏12時	約14,000	約5,500	約5,200	約5,600	
		冬18時	約17,000	約6,400	約9,800	約5,700	
	半壊棟数(棟)	冬深夜	約20,000	約11,000	約18,000	約23,000	
		夏12時					
		冬18時					
交通被害	道路橋梁	大規模損傷(箇所)		0	0	0	0
		中規模損傷(箇所)		11	0	0	1
		小規模損傷(箇所)		46	20	35	48
ライフライン被害	上水道	断水率(被災直後)(%)	冬深夜	36.4	18.2	37.3	71.4
			夏12時	36.4	18.2	37.3	71.4
			冬18時	36.5	18.2	37.5	71.4
	下水道	機能支障率(被災直後)(%)	冬深夜	7.5	2.8	3.4	4.2
			夏12時	7.7	2.7	3.4	4.2
			冬18時	8.3	2.9	5.6	4.2
	都市ガス	供給停止率(%)	冬深夜	4.5	0	28.1	0
			夏12時	4.8	0	28.1	0
			冬18時	4.8	0	26.4	0
	LPガス	供給停止率(%)	冬深夜	1.4	1.1	1.1	0.5
			夏12時	1.5	1.2	1.1	0.5
			冬18時	1.4	1.1	1.1	0.5
	電力	停電率(被災直後)(%)	冬深夜	3.1	0.8	0.1	0.1
			夏12時	3.2	0.8	0.1	0.1
			冬18時	3.8	0.9	2.6	0.1
	通信	不通回線率(被災直後)(%)	冬深夜	5.9	1.5	0.1	0.1
			夏12時	6.2	1.4	0.1	0.1
			冬18時	7.3	1.6	4.2	0.1

* : 数人 - : 被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

被害想定項目		被害単位	季節・時間	鹿野・吉岡断層による地震	倉吉南方の推定断層による地震	鳥取県西部地震断層による地震	F55断層による地震(津波:大すべり左側)
人的被害	建物倒壊	死者数(うち屋内収容物移動・転倒他)(人)	冬深夜	約530 (約30)	約280 (約10)	約70 (約10)	約40 (約10)
			夏12時	約210 (約20)	約100 (約10)	約30 (*)	約10 (*)
			冬18時	約400 (約20)	約210 (約10)	約50 (*)	約30 (*)
		負傷者数(うち屋内収容物移動・転倒他)(人)	冬深夜	約3,200 (約610)	約1,600 (約300)	約790 (約190)	約690 (約270)
			夏12時	約1,900 (約430)	約1,000 (約220)	約440 (約140)	約440 (約210)
			冬18時	約2,300 (約460)	約1,200 (約220)	約550 (約140)	約500 (約200)
	急傾斜地崩壊	死者数(人)	冬深夜	約30	約20	約20	約10
			夏12時	約10	約10	約10	約10
			冬18時	約20	約20	約10	約10
		負傷者数(人)	冬深夜	約40	約30	約20	約20
			夏12時	約20	約10	約10	約10
			冬18時	約30	約20	約20	約10
	津波	死者数(人)	冬深夜				約10
			夏12時				約50
			冬18時				約40
		負傷者数(人)	冬深夜				約180
			夏12時				約260
			冬18時				約220
	火災	死者数(人)	冬深夜	約230	約50	-	-
			夏12時	約100	約20	*	-
			冬18時	約200	約40	約140	*
		負傷者数(人)	冬深夜	約220	約50	-	-
			夏12時	約100	約20	*	-
			冬18時	約200	約40	約130	*
ブロック塀他	死者数(人)	冬深夜	*	*	*	*	
		夏12時	*	*	*	*	
		冬18時	*	*	*	*	
	負傷者数(人)	冬深夜	*	*	*	*	
		夏12時	*	*	約10	*	
		冬18時	約20	約10	約20	約10	
合計	死者数(人)	冬深夜	約790	約350	約90	約60	
		夏12時	約330	約130	約30	約70	
		冬18時	約630	約260	約200	約70	
	負傷者数(人)	冬深夜	約3,500	約1,600	約810	約890	
		夏12時	約2,000	約1,100	約450	約710	
		冬18時	約2,500	約1,200	約710	約750	
生活支障等	避難者	避難者数(被災1日後)(人)	冬深夜	約36,000	約14,000	約17,000	約19,000
			夏12時	約34,000	約13,000	約16,000	約19,000
			冬18時	約40,000	約14,000	約28,000	約19,000
		避難者数(被災1週間後)(人)	冬深夜	約54,000	約22,000	約25,000	約27,000
			夏12時	約53,000	約21,000	約24,000	約27,000
			冬18時	約57,000	約22,000	約35,000	約27,000
		避難者数(被災1か月後)(人)	冬深夜	約52,000	約20,000	約20,000	約22,000
			夏12時	約50,000	約19,000	約20,000	約22,000
			冬18時	約55,000	約20,000	約31,000	約22,000
	要配慮者避難者	避難者数(被災1週間後)(人)	冬18時	約4,700	約1,300	約2,000	約1,800
	車中泊避難者	避難者数(被災1週間後)(人)	冬18時	約11,000	約4,300	約6,700	約5,200
	医療機能	医療対応不足数(入院)(人)		-約590	-約150	-約40	-約170
		医療対応不足数(外来)(人)		約740	約2,000	約2,200	約1,800
	災害廃棄物	発生量(万トン)	冬深夜	約130	約50	約40	約60~70
			夏12時	約120	約50	約40	約60~70
			冬18時	約140	約50	約70	約60~70
	直接被害額	(億円)		12.751	5.991	9.346	11496
	間接被害額(交通ネットワーク被災による)	発災後1日まで(億円)		0.49	0.03	0.09	0.09
		発災後1か月まで(億円)	冬18時	14.70	0.90	2.70	2.70

* : 数棟 - : 被害なし

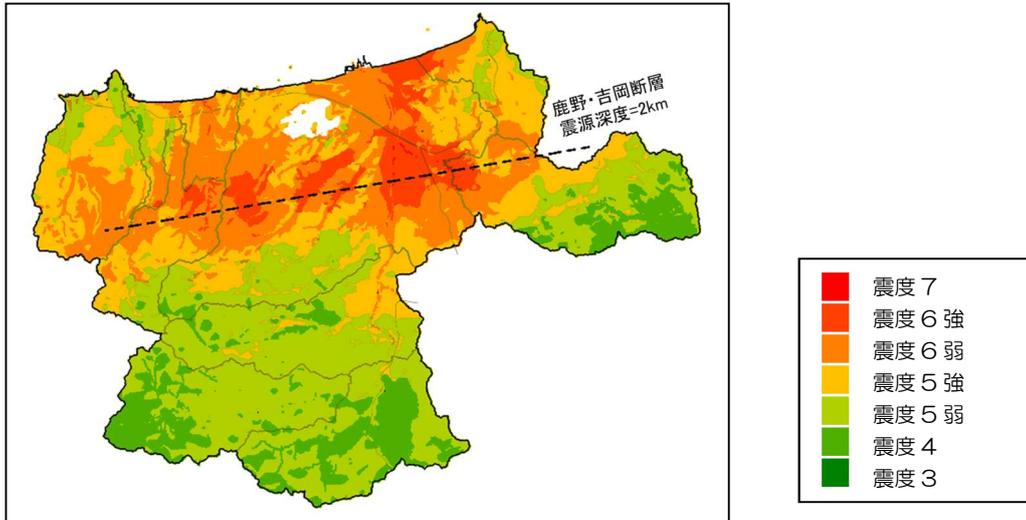
(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

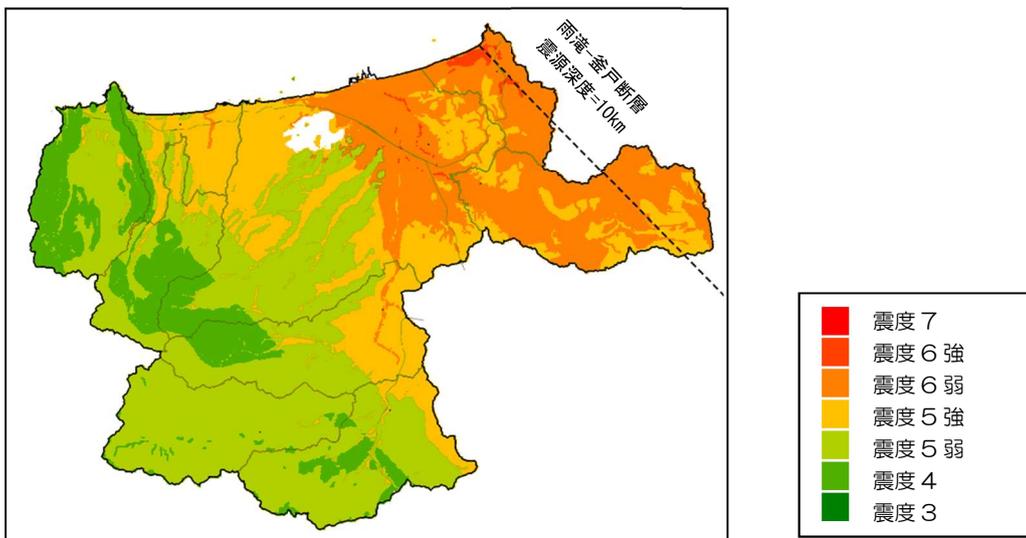
(出典：鳥取県震災対策アクションプラン 平成31年3月)

(2) 鳥取市における地震の予測結果（震度分布）

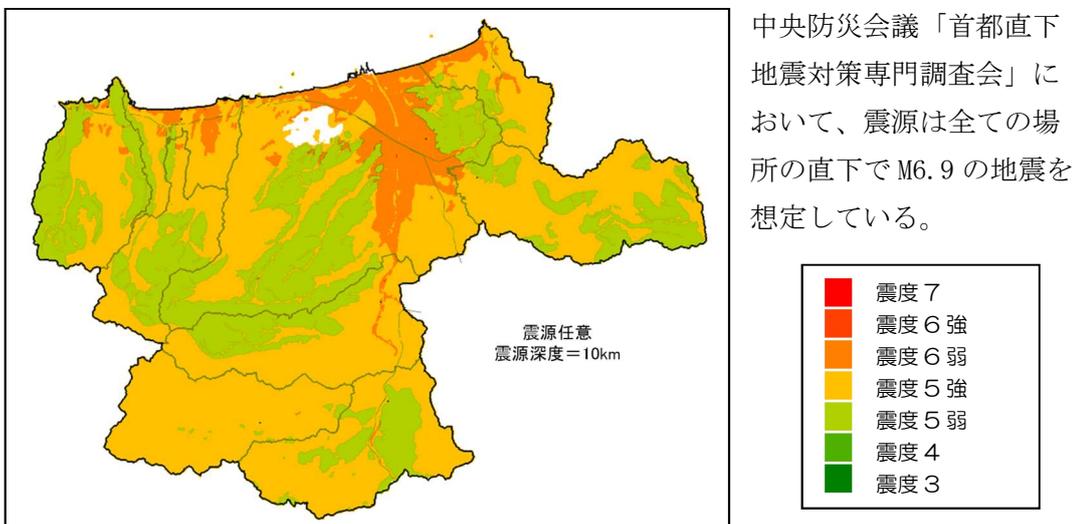
① 鹿野・吉岡断層による地震（マグニチュード7.2）の予測結果（震度分布）



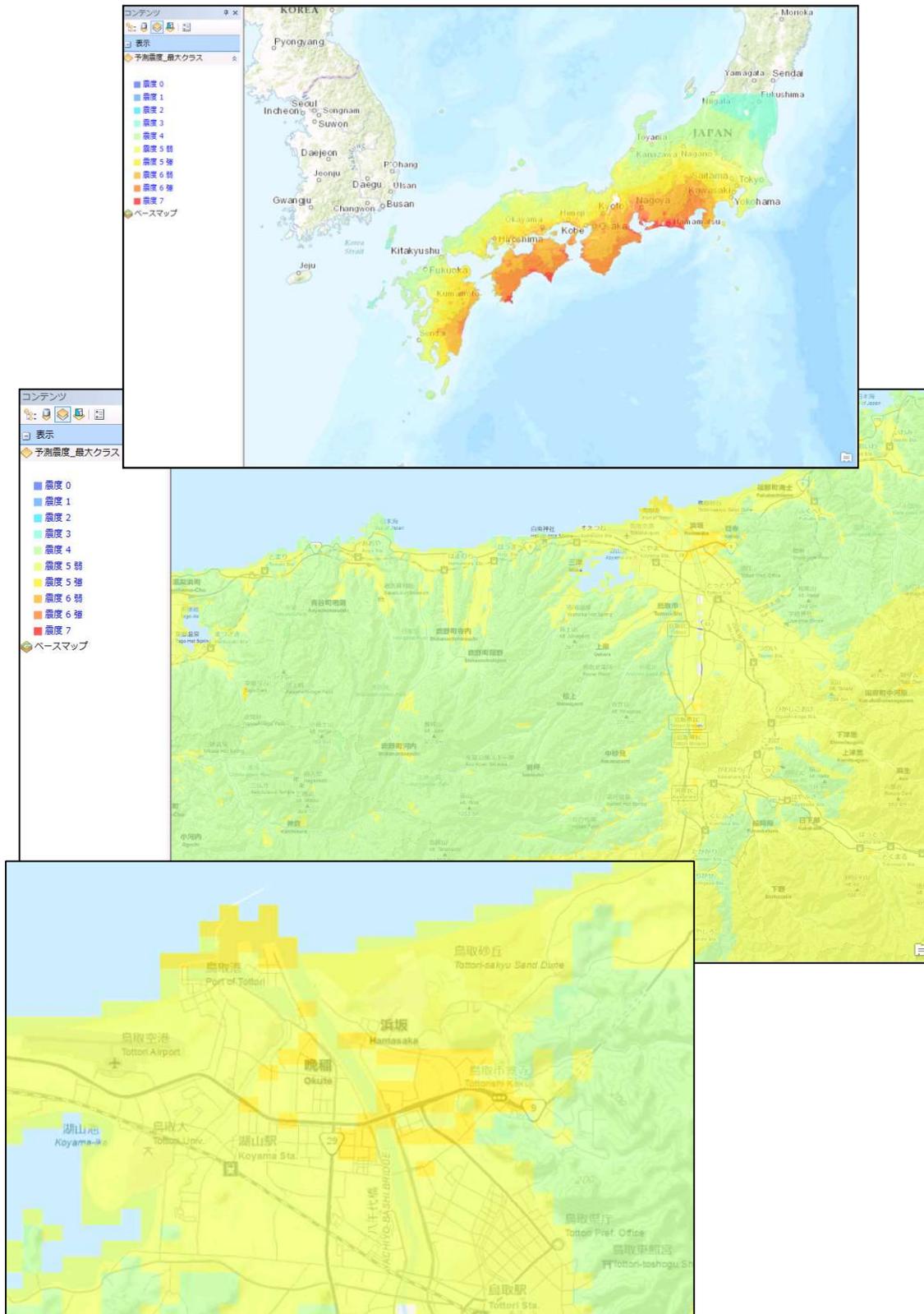
② 雨滝-釜戸断層による地震（マグニチュード7.3）の予測結果（震度分布）



③ どこでも起こりうる直下型地震の予測結果（震度分布）



(3) 南海トラフによる地震の予測結果（震度分布）



作成者: ESRI ジャパン

著作権: 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ、ESRI ジャパン

第3章 本市における住宅・建築物の耐震化の現状

1 住宅の耐震化の現状

住宅総数 約 74,560 戸※1のうち、新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以後に着工された建築物や、耐震改修が行われた建築物など「耐震性を満たす」と判断されるものは約 64,400 戸（86.4%）で、耐震性が不十分と判断されるものは約 10,160 戸と推定されます。

図 住宅の耐震化の現状（令和 4 年 1 月 1 日推計）



※1 固定資産税課税台帳の集計値で算出しています。

※2 令和 4 年 1 月 1 日現在の建築物の住宅耐震化率。平成 20 年～30 年の住宅・土地統計調査で得られた耐震性割合、耐震改修工事の実施戸数等で推計しています。

2 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状

法附則第3条では、不特定多数の者が利用する大規模建築物等を要緊急安全確認大規模建築物として、平成27年12月末までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられました。

平成27年度末にまとめた耐震診断義務付け対象建築物の棟数は全部で11棟あり、令和4年12月末時点で耐震性があるもの（耐震改修されたものを含む）及び除却されたものは9棟（81.8%）で、耐震性が不十分と判断されるものは2棟となっています。

表 耐震診断義務付け対象建築物の現状

総棟数 ①	耐震性不十分 ②	耐震性あり(除却含む) ③	耐震化率 ③/①
11棟	2棟	9棟	81.8%

3 市有建築物（特定既存耐震不適格建築物）の耐震化の現状

令和4年12月末時点の市有建築物の特定既存耐震不適格建築物は196棟あり、新耐震基準施行以後に建築された建築物及び耐震改修が行われた等耐震性のある建築物は、あわせて191棟（97.4%）で、耐震性が不十分と判断されるものは5棟（2.6%）となっています。

表 市有建築物（特定既存耐震不適格建築物）の現状

単位：棟

市有建築物 用途	合計 ①	旧耐震				S56年6月以降 (新耐震) ⑤	耐震性有り ⑥ (③+④+⑤)	耐震化率 (⑥/①)	参考 H27 耐震化率
		合計 ②+③+④	耐震性が不十分 ②	耐震性を有する ③	改修済 ④				
学校・体育館等	106	44	2	6	36	62	104	98.1%	97.8%
病院・診療所等	1	0	0	0	0	1	1	100%	100%
社会福祉施設等	7	0	0	0	0	7	7	100%	100%
ホテル等	2	1	1	0	0	1	1	50.0%	50.0%
集会場等	10	4	1	1	2	6	9	90.0%	76.9%
共同住宅等	61	19	0	19	0	42	61	100%	100%
その他	9	4	1	0	3	5	8	88.9%	50.0%
計	196	72	5	26	41	124	191	97.4%	91.8%

※ 所管部署へのヒアリング結果に基づき集計しています。

表中の用途にある「その他」は市役所等、表中に示されていない公共施設です。

4 耐震診断・耐震改修の実施の現状と分析

民間建築物については、平成 17 年 12 月から耐震診断、平成 19 年 10 月から一戸建て住宅の耐震設計及び耐震改修の補助制度を創設していますが、耐震化が進まない大きな理由としては、震災対策を自らの問題、地域の問題として捉える意識が浸透していないこと、耐震改修に相当な費用を要することなどが考えられます。

また、市有建築物のうち、病院・診療所等、社会福祉施設等、共同住宅等については、耐震診断が進められ、耐震化率は 100%となっています。これらの市有建築物以外は、所管部署の改修計画等により順次、耐震改修等が進められていますが、今後は耐震計画の目標達成に向け、耐震改修等をさらに推進するとともに、機能集約についても検討していきます。